

「余市町自治基本条例」を学ぼう！ 第3回

4月1日より施行された「余市町自治基本条例」について、今回は「まちづくり」の内容を紹介します。

Q 「まちづくり」について、もう少し具体的に教えて？

A この条例では、町民の皆さんが「安心して暮らせるまち」をつくっていくための活動として、以下の5つの事項について明文化しています。

1 ひと

まちづくりを進めるためには、「ひと」の力が欠かせません。そのため、「次代を担う子どもたち」が健やかに育つよう、子どもにとって一番身近な存在である家庭を中心に連携し、人材育成に努めることとしています。

※条例より抜粋

(子育て及び教育の推進)

第19条 家庭、町民、学校等及び町は、深い連携によって、次代を担う子どもたちの健やかな成長及び郷土愛を育むための特色ある教育に取り組み、あわせて、まちづくりの担い手となる人材を育成するよう努めます。

2 暮らし

区会やボランティア団体などのコミュニティは大変重要であり、多様化する地域の課題を解決するために欠かせない存在です。

町は、その重要性を十分に認識し、尊重していくこととしています。

※条例より抜粋

(コミュニティの推進)

第21条 町は、豊かな地域社会づくりとその継承に自主的、自立的に取り組んでいるコミュニティが自治の推進に大きな役割を果たすことを認識し、その活動を最大限に尊重します。

2 町は、コミュニティの自主性、自立性に配慮しながら、その活動の推進に役立つ地域情報の提供その他支援に努めます。

3 しごと

少子化が進む中、地元で働く場の確保は大変重要な課題です。町には、先人たちが造り、残してくれた多くの産業があり、これらの産業に次代の人たちが魅力を感じ、誇りをもてる職場をつくっていくことが重要です。

※条例より抜粋

(産業の振興と職場づくり)

第24条 町民及び町は、豊かな自然や温暖な気候による特色ある風土を活かした産業の振興を図るとともに、働く場の確保及び移住の受入れ促進に努めます。

2 町民及び町は、次代の人たちが魅力を感じ、誇りを持てる職場づくりに努めます。



4 情報共有

協働によるまちづくりを進めていくために、町民と町は、まちづくりに関する情報を共有し、共通認識を持ってまちづくりを進めることがとても重要です。そのために、町は、町民に対し町が保有する情報を「町広報やホームページ」等を活用し、わかりやすく提供することとしています。

※条例より抜粋

(情報の共有)

第26条 町民及び町は、まちづくりに関する情報を積極的に収集し、提供し合うことにより、情報を共有してまちづくりの推進に努めます。

2 町は、町政に関する情報をさまざまな手段を用いて、わかりやすくかつ速やかに提供するものとします。

5 意見交流

まちづくりを進めるうえで、町民と意見交換(交流)できる場は重要です。町が実施する事業(イベント等)のマンネリ化を防ぐとともに、事業の活性化に向けた取り組みなどを話し合う場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

※条例より抜粋

(町民との意見交流)

第29条 町は、町政の状況把握及び改善の検討、実施事業の更なる活性化に向けての取り組み、地域の特色を活かす工夫等について、意見交流する場を設け、町民が参加するまちづくりを推進します。

ワンポイント講座 . . . 条例の名称

自治基本条例

自治基本条例は、法律上の概念がなく、確立された定義もないため、その名称は自治体によって「自治基本条例」、「まちづくり基本条例」、「協働によるまちづくり基本条例」など様々です。

本町の条例は、町民、議会、町の三者が協力してまちづくりを進める上での自治の在り方や枠組みを規定したものであるため、「余市町自治基本条例」という名称を用いています。

